



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(七件).....一
-(都市整備局都市基盤部調整課).....二
- 建築基準法による一団地の区域.....二
-(都市整備局市街地建築部建築指導課).....三
- 足立区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決.....三
- 港区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決.....五

告示

●東京都告示第四百二十六号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、墨田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日
 東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 墨田区

二 測量の種類 公共測量(地籍図根三角点等の座標変換及び地籍図根多角点測量)
 三 測量の区域 墨田区錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、緑四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目及び江東橋三丁目各各地内
 四 測量の期間 令和元年七月三十一日から令和二年三月六日まで

東京都告示第四百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日
 東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 東京都
 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
 三 測量の区域 港区白金台二丁目及び白金台三丁目各各地内
 四 測量の期間 令和元年六月十日から令和二年二月二十八日まで

東京都告示第四百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日
 東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量、水準点測量、現況測量)
 三 測量の区域 港区白金二丁目、白金三丁目、白金四丁目、白金五丁目及び白金六丁目各各地内
 四 測量の期間 令和元年五月二十七日から同年七月三十一日まで

東京都告示第四百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日
 東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 世田谷区
 二 測量の種類 公共測量(数値地図(道路)データの修正(五〇〇レベル))
 三 測量の区域 世田谷区地内
 四 測量の期間 令和元年七月一日から同年九月三十日まで

東京都告示第四百三十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日
 東京都知事 小池 百合子
 一 測量施行者 武蔵野市

- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 令和元年六月十八日から令和二年三月十二日まで

●東京都告示第四百三十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査）
- 三 測量の区域 新宿区信濃町及び大京町各地内
- 四 測量の期間 令和元年六月二十八日から令和二年三月六日まで

●東京都告示第四百三十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 青梅市今井四丁目地内

- 四 測量の期間 令和元年六月二十四日から令和二年二月二十八日まで

●東京都告示第四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
新宿区信濃町三十五番一及び同番八 令和元年八月二十二日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

令和元年五月二十六日執行の足立区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和元年九月十日

東京都選挙管理委員会

3 1 選 第 3 3 3 号

裁 決 書

審査申立人 加嶋 麻里布

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和元年7月1日に提起された、同年5月26日執行の足立区議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨
本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和元年5月28日に足立区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたところ、区委員会は、同年6月17日、本件異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人中島こういちろうの当選を無効とする裁決を求めらるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 本件選挙において、審査申立人は、公職の候補者として、特段の支障なく選挙運動を行った結果、5,548票の得票を得ており、これを有効票とした場合、立候補者57名中8位に当たるものであるため、当選は確実であるにもかかわらず、区委員会は、審査申立人に公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第10条第1項第5号及び第9条第2項が規定する被選挙権がないこと(足立区に居住実態がないこと)を理由に、法第68条第1項第5号の規定により、審査申立人の得票を無効と決定して審査申立人の得票数を0票とし、得票数が2,955票に過ぎない中島こういちろう候補を最下位(第45位)当選人と決定した。

(2) 日本国憲法第15条第1項は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」旨を規定している。審査申立人が、本件選挙の投票日である令和元年5月26日の3か月前である平成31年2月26日から投票日まで3か月間引き続いて足立区の区域内に住居を有していなかったという理由だけで、審査申立人の得票を無効とする法第10条第1項第5号の住所要件は、明らかに、上記の憲法規定に違反するものである。日本国憲法第98条第1項は、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定していることから、憲法違反である法第10条第1項第5号は無効である。

(3) 日本国憲法第22条第1項は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定している。審査申立人が、本件選挙の投票日である令和元年5月26日の3か月前である平成31年2月26日から投票日まで3か月間引き続いて足立区の区域内に住居を有していなければ足立区議会議員の職に就くことが出来ないこととなる法第10条第1項第5号の住所要件は、明らかに上記の憲法規定に違反するものである。したがって、法第10条第1項第5号は、日本国憲法第98条第1項により無効である。

(4) 足立区長や足立区役所の職員は、足立区民でなくともその職に就くことが出来るにもかかわらず、足立区議会議員だけは、足立区民でなければその職に就くことが出来ないという法律には、合理的理由が存在しない。

(5) 審査申立人が、本件選挙の投票日である令和元年5月26日の3か月前

である平成31年2月26日から投票日までの3か月間引き続いて足立区の区域内に住所を有していなかった事実は認める。したがって、居住実態の有無については、争わない。本件は法第10条第1項第5号の住所要件が憲法規定かどうかの違憲立法審査を東京高等裁判所や最高裁判所に求める事案であるので、審査申立人は、法第207条による訴訟を提起するための原告適格が早く欲しい。よって、行政府である当委員会は、法が憲法に違反するとの判断はできないであろうから、速やかに本件審査の申立てを棄却して決定書の交付をされたい。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。

なお、令和元年7月12日に区委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月17日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付したものの、申立人からは、指定期日の同月31日までに反論書の提出がなされなかった。

審理の結果は以下のとおりである。

第1 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである（同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など）。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

本件選挙の選挙録には、本件選挙の選挙会が、足立区総合スポーツセンターにおいて、令和元年5月27日午前9時00分に開会され、同日午後2時15分に閉会され、選挙立会人はすべて届出による者で計8名が立ち会ったこと、開票の結果として、投票総数が237,798票、有効投票が224,713票、無効投票が13,085票、無効投票率5.50%であり、最上位当選人の銀川ゆい子から最下位当選人の中島こういうまでの45名が当選人になった等の記載がある。

選挙録の記載をみれば、本件選挙が公選法の規定に従い適正に執行されたことが明らかであって、選挙録の記載について、相互の不整合、不自然、不合理な点がないことも明らかである。また、この選挙録を前提にして、選挙長及び選挙立会人全員が選挙録の記載が真正であることを確認して署名したことは、客観的かつ合理的に認定できるといふべきである。

また、申立人も認めるとおり、申立人は本件選挙の時点で住所要件を欠いていたものであるから、本件選挙において、申立人は、法第10条第1項第5号及び第9条第2項が定める被選挙権を有していない。

そうすると、本件選挙の開票において、選挙長が、申立人の氏名を記載した投票5,548票につき、法第68条第1項第5号に該当するとしてこれを無効として申立人の得票数を0票としたことは適切な判断と認められる。したがって、本件選挙の開票事務は法の規定に基づき慎重かつ適正に行われたものであり、選挙会の当選人決定は適法になされたものである。

以上のとおり、区委員会は、法をはじめとする関連法令の規定に則り、本件選挙を管理執行したものであり、本件選挙が法令の規定に従い適正に行われていることが明らかといふべきであり、その当選人の決定内容に違法は認められないといふべきである。

したがって、この点について申立人の主張には理由がない。

また、申立人は、法第10条第1項第5号が規定する被選挙権に係る住所要件は、日本国憲法第15条第1項及び第22条第1項に違反し、無効である旨を主張する。

しかし、区委員会は、法に基づき選挙を管理執行する義務を負うのであり、本件選挙において、選挙長が、上述のとおり、法第10条第1項第5号が規定する住所要件を満たさない候補者の得票を無効とする

ことは、まさに法の定めた手続であつて、この点に関する申立人の主張は、申立人独自の見解にとどまり、採用することはできない。

第2 審理の結果

以上のおり本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、
法第216条第1項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)
第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のおり裁決する。

令和元年8月28日

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

平成三十一年四月二十一日執行の港区議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和元年九月十日

東京都選挙管理委員会

3 1 選 選 第 3 4 4 号

裁 決 書

審査申立人 猪熊正一

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月28日に提起された、平成31年4月21日執行の港区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審査し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨
申立人（候補者名「いのくま正一（まさかず）」）が、本件選挙における当選の効力に関し、平成31年4月26日に港区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、区委員会は、令和元年6月10日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、同月28日に当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人石渡幸子（候補者名「石渡ゆきこ」。以下「石渡候補」という。）の当選を無効とする裁決を求め、本件審査の申立て

を行ったものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、次のとおりであると解される。

- (1) 無効投票の中に申立人の有効投票が含まれている可能性がある。
- (2) 石渡候補の有効投票の中に、兵藤祐子候補者（候補者名「兵藤ゆうこ」。以下「兵藤候補」という。）や、その他にも名の末尾に「こ」が付いている候補者が複数おり、それらの候補者の名と混記されている票がないとはいえない。また、中前由紀候補者（候補者名「なかまえ由紀」。以下「中前候補」という。）がおり、混同票が紛れ込んでいる可能性が高い。
- (3) 本件異議の申出において、ごく僅差のため、区委員会に全票の再点検を求めたが、再点検がなされずに棄却決定されたことは、不服である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、区委員会に対し弁明書及び関係資料の提出を求め、これを徴するとともに、申立人には弁明書（副本）を送付した。申立人からこれに対する反論書の提出はなかった。

また、区委員会が保存する本件選挙に係る投票の提出を受け、当委員会の職権に基づき、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第35条の規定により、令和元年8月3日に区委員会、申立人及び関係人の立会いの下、提出を受けた全投票の開披調査を実施した。

さらに、申立人及び参加人である石渡候補から、法第216条第2項において準用する行政不服審査法第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同月22日に申立人及び石渡候補による口頭意見陳述を実施して、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は以下のとおりである。

- 1 本件選挙は、定数34に対し54名が立候補した。

開票の結果、本件選挙における選挙会（以下「選挙会」という。）は石渡候補の得票数を1,089票、申立人の得票数を1,088票とし、石渡候補を最下位当選人と決定した。

2 開披調査を実施するに当たり、当委員会は、申立人及び石渡候補の双方から、本人を含めそれぞれ3名の立会いを認めた上でこれを実施した。

開披調査の結果、申立人又は石渡候補から投票の効力について当委員会の判断を求められた投票（以下「摘出票」という。）は、別記1-1から同6-1までに示したとおりである。

なお、別記1-1から同1-20までは申立人の有効投票の中から、別記2-1から同2-17までは石渡候補の有効投票の中から、別記3-1から同3-2までは熊田千津子候補（候補者名「くまだちづ子」。以下「熊田候補」という。）の有効投票の中から、別記4-1から同4-4までは三田旭候補（候補者名「三田あきら」。以下「三田候補」という。）の有効投票の中から、別記5-1は新後関真候補（候補者名「玉木まこと」。以下「玉木候補」という。）の有効投票の中から、別記6-1は無効票の中から、摘出したものである。

また、開披調査に際し、各候補者別の有効投票の票数及び無効投票の票数について、本件選挙における選挙録と一致していることを確認している。

3 投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定しており、その選挙人の意思の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。」（最高裁判所昭和31年2月3日判決）とされている。

以上の観点から、別記1-1から同6-1までの摘出票について、その効力を判断した。

(1) 申立人の有効投票について

ア 別記1-1について

氏の「いのくま」は明瞭であり、申立人の氏と同一である。

名の1字目が不明瞭な記載であるが、「正」の字を崩して記載したものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

イ 別記1-2及び同1-3について

申立人の氏名を正確に記載しており、「一」の下についている点のような跡は運筆の余勢によるものと認められるため、申立人の有効票と解するのが相当である。

ウ 別記1-4について

氏の2字目と4字目を記載し直しており、4字目はカタカナの「マ」と判読できるため、申立人の氏と同一である。

「しよいち」は申立人の名の「正一」を音読みし、一字を脱字したものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

エ 別記1-5から同1-6まで及び同1-8について

名の「正一」は明瞭であり、申立人の名と同一である。

氏については、「いのくも」を氏とする候補者はおらず、一方、申立人の氏の「いのくま」と類似しており、他に類似する氏の候補者はいないことから、「いのくも」は「いのくま」の誤記と認められる。

以上から、記載されている氏名に類似する氏名の候補者は申立人しかおらず、申立人の有効投票と解するのが相当である。

オ 別記1-7について

名の「正一」は明瞭であり、申立人の名と同一である。

氏については、一字を訂正した上で「いのまた」と記載したように読めるが、「いのまた」を氏とする候補者はおらず、一方、申立人の氏の「いのくま」と類似しており、他に類似する氏の候補者がいないことから、「いのまた」は「いのくま」の誤記と認められる。

以上から、記載されている氏名に類似する氏名の候補者は申立人しかおらず、申立人の有効投票と解するのが相当である。

カ 別記1-9及び同1-19について

氏の「いのくま」は明瞭であり、申立人の氏と同一である。

また、名に「正」の字が入っているのは申立人のみである。「正」は「正一」の名の一部を脱字したものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

キ 別記1-10について

「いのくままさかづ」と判読でき、申立人の氏名をすべてひらがなにし

た場合の「いのくまかさかず」の末尾の一字を弱ったものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

ク 別記1-11について

名の「正一」は明瞭であり、申立人の名と同一である。

氏の「いのくの」は他に類似する氏の候補者がなく、「いのくま」の四字のうちの子音が使用されており、類似しているものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

ケ 別記1-12について

名の「正一」は明瞭であり、申立人の名と同一である。

氏の「おおくま」については、「おおくま」を氏とする候補者はおらず、類似する氏の候補者として、大須賀（おおすか）まさる候補がいるが、申立人についても、「いのくま」の四字のうちの下二字の「くま」が一致している。

以上から、氏名全体を併せて考察すると、類似する候補者の氏名としては「いのくま正一」しかないものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

コ 別記1-13について

氏の「いのくま」は明瞭であり、申立人の氏と同一である。また、「ま」の下の点のような断は運筆の余勢によるものと認められる。

名の「まさのぶ」は、申立人の名の正確な記載ではないが、上の「まさ」の二字は申立人の名の上二字と一致しており、「のぶ」は誤って記載しているものと推察できる一方で、「まさのぶ」を名とする候補者はいない。

以上から、氏名全体を併せて考察すると、類似する候補者の氏名としては「いのくま正一」しかないものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

サ 別記1-14について

「いのくま正一」の下に続く末尾の一字は不明瞭ではあるものの、その位置、形状からみて「氏」と記載したものと判断することが可能であり、申立人の氏名に敬称の類を併記したものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

シ 別記1-15について

氏の1字目と名の2字目を記載し直しているものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

ス 別記1-16について

中央部に氏らしき字を記載した形跡が見受けられるものの、抹消の意味の二重線が引かれたものと推察され、有意の他事記載には当たらないものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

セ 別記1-17について

候補者氏名を書き進めるうちに波線のような文字となっているが、記載者の身体的状況が反映したものと推察すれば、故意に戯れた書き方をしたものとまでは断定できず、記載された氏名は「いのくま正一」と明瞭に判読できることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

ソ 別記1-18について

氏については、やや拙劣な文字ではあるものの、「いのくま」と判読することは可能である。「正一」については明瞭であり、申立人の氏と同一の部分に相当する「正一」については明瞭であり、申立人の氏と同一である。

以上から、記載された氏名を「いのくま正一」と判読することは可能であり、「一」の下の記載は4字目の「ま」が不完全と考えて補記したものと推察すれば、有意の他事記載に当たるとまではいえないため、申立人の有効票と解するのが相当である。

タ 別記1-20について

氏の1字目が不明瞭であるが、その他の文字は明瞭であり、全体的な繋がりから「いのくま正一」と判読することは可能であるものと認められることから、申立人の有効票と解するのが相当である。

(2) 石渡候補の有効投票について

ア 別記2-1及び同2-4から同2-6までについて

やや字体が崩れるなどしているものの、「石渡ゆきこ」と判読することは可能であり、石渡候補の有効票と認められる。

イ 別記2-2について

名の「ゆきこ」は明瞭であり、石渡候補の名と同一である。氏の2字目については、やや字体が潰れていて不明瞭ではあるものの、氏名全体の繋がりから「石渡ゆきこ」と判読することは可能であり、他に類似する候補者の氏名はないものと認められることから、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

ウ 別記2-3について
 やや字体が崩れてはいるものの、「石渡」という氏を記載したものと判読することは可能であり、他に、「石渡」と同じ氏あるいは類似する氏の候補者はいないため、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

エ 別記2-7について
 4字目までは「いしわた」と明解に記載されており、「いしわた」は、「石渡」という氏の読み方として一般的であることを考慮すれば、「いしわた」に類似する氏の候補者は石渡候補しかいないものと認められる。
 また、末尾の二字については崩し文字のようになってはいるが、全体として「いしわたさん」と判読することは可能であり、石渡候補の氏「いしわた」の末尾の一字である「り」が脱字した下に敬称の類を併記したものと認められることから、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

オ 別記2-8について
 1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものとして無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、いずれか一方の氏名にもつとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」(最高裁判所昭和32年9月20日判決、同旨東京高等裁判所平成23年12月8日判決)とされている。この判断基準に基づき、以下のとおり判断する。
 この投票の氏は石渡候補の氏と一致し、名の「ゆうこ」は兵藤候補の名と一致している。

兵藤候補の氏である「石渡(いしわたり)」と「兵藤(ひょうどう)」に類似性がなく誤り難いものに対し、名の「ゆきこ(幸子)」と「ゆうこ(祐子)」は、「ゆ」と「こ」の音が共通しており類似性が高い。類似性のない氏「石渡」を正確に記載しており、両候補の氏及び名を混記したものとまでは言い難く、石渡候補に投票する意思を持って名の一部を誤記したものと認められることから、石渡候補の有効投票と解するのが相当である。

カ 別記2-9から同2-11まで及び同2-13から同2-15までに

について
 氏の「石渡」は明瞭であり、石渡候補の氏と同一である。
 名については、「ゆきこ」の一部又は全部を書き直したものと認められることから、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

キ 別記2-12について
 氏の「石渡」は明瞭であり、石渡候補の氏と同一である。
 名については、「ゆきの」と判読できるが、「ゆきの」という名の候補者はおらず、類似する名の候補者としては、名が「ゆきこ」の石渡候補と「由紀(ゆき)」の中前候補がいる。
 このうち、氏名全体が類似する候補者の氏名は「石渡ゆきこ」しかなく、名の「ゆきの」は、石渡候補の名「ゆきこ」の誤記と認められることから、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

ク 別記2-16について
 名の「ゆきこ」は明瞭であり、石渡候補の名と同一である。
 氏の「石渡」は、「石渡」の「渡」について、さんずい偏を脱落して記載した誤字であると推察されるところ、氏名全体が類似する候補者の氏名は「石渡ゆきこ」しかなく、「石渡」は「石渡」の誤記と認められることから、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

ケ 別記2-17について
 全体的に拙劣な文字による記載であるが、1字目の「石」、3字目の「ゆ」及び4字目の「き」は明確に判読でき、氏名全体の繋がりから考察すると「石渡ゆきこ」と判読することは可能であると認められることから、石渡候補の有効票と解するのが相当である。

(3) 熊田候補の有効投票について
 ケ 別記3-1について

「くまがや」と判読でき、「くま」で始まる氏で、他に類似する氏の候補者はおらず、熊田候補の氏の誤記と認められることから、同候補の有効票と解するのが相当である。

イ 別記3-2について
 名の「ちづ子」は明瞭であり、熊田候補の名と同一である。
 「大熊」を氏とする候補者はいないため、名の「ちづ子」も併せて考察すると、氏名全体が類似する候補者は熊田候補しかいないものと認められ

ることから、同候補者の有効票と解するのが相当である。

(4) 三田候補及び玉木候補の有効投票について（別記4-1から同4-4まで及び同5-1）

いずれも当選の効力に関する本件審査の申立てに係る候補者の票には直接影響がないので、有効投票と判断した選挙会の決定に違法な点はない旨を言及することと定める。

(5) 無効投票について（別記6-1）

前述のとおり、投票の効力の決定に当たっては、法第67条において、「第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されているが、他方、法第68条第1項第6号は、「公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。」と規定し、他事記載のある投票を無効としている。他事記載が無効とされる趣旨は、秘密投票の原則を保持し、選挙の公正を確保しようとするところにあるとされている。

この点、無効投票となる他事記載の範囲については、「投票になんら記載する必要がない事柄であり、したがってまた、記載の態様などからそれが無意識的でないに、即ち、たとえば不用意に筆具の先端を紙面に接触させたなどによつてできたものでなしに一応意識的に記載されたと認められる以上は一概に記載者の善意を推定しえない事柄である。殊に、現行法のように、事実認定の資料を投票の記載自体や選挙当時の事情などに限定している法制の下において、しかも、膨大な数にのぼる投票の効力を極めて短い期間内に判定することを要求し、且つその結果を極力安定したものとしなければならぬ要請の下においては、右のようなよるべき経験則がない以上は、選挙人のこれを記載した意思の判定は極めて困難で、個別的なせんさくは制度的にも制限を加えざるをえない。それだけでなく、これを記載した選挙人の意図の如何はともかくとしてもこれによつて選挙人かなんびとであるかを探知させる機縁となるおそれには氏名などの場合以上であり、このことは極端に小さいもの、極端に淡いものなど別として、必ずしも記載の大小、濃淡、形状などにかかわらない。それは選挙の公正を害するおそれが多く、しかも、これを無効としても、選挙人の正当な選挙権の行使を不当に制限する

こととなるおそれが比較的少ないもので、投票の秘密保持、選挙の公正確保の要求が制度的にも原則として優位を是認されるべき事項である。それゆえ、このような記載は、投票者の意図如何は明らかでなくとも、それが無意識的なものでなく、ともかくも書くことにつき意識あつて記載したものであるというべき限りは原則として事項の大小などを問わず、一般的に選挙の公正を害するおそれがあるものとして無効とされなければならない。」（高松高等裁判所昭和35年3月24日判決）とされている。この判断基準に基づき、以下のとおり判断する。

この投票は、記入欄に記載した候補者氏名の右側にさらに候補者氏名を書き直したものと推察されるが、いずれの記載についても候補者名が明確に判断できることから、欄外右上部に記載された記号は、その位置や形状等も併せ考えると何ら記載する必要がない事柄であると判断でき、無意識的ではなく、意識をもつて記載されたものというべきであることから、無効票と解するのが相当である。

以上の結果から、石渡候補の得票数は、選挙会で決定された1,089票と異動はなく、一方、申立人の得票数も、選挙会で決定された1,088票と異動はない。したがって、原決定の取消し及び石渡候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よつて、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和元年8月28日

東京都選挙管理委員会
委員長 宮崎 章

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、申立人においては、この裁決書の交付を受けた日から30日以内に、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

	20	19	18	17	16	15	番号
	候補者氏名 山のくま正一	候補者氏名 いのくま正	候補者氏名 いのくま正一	候補者氏名 いのくま正一	候補者氏名 いのくま正一	候補者氏名 いのくま正一	投票票
	有効	有効	有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

7	6	5	4	3	2	1	番号
候補者氏名 いしめたえ	候補者氏名 石渡ゆきこ	候補者氏名 石渡ゆきこ	候補者氏名 石渡ゆきこ	候補者氏名 石渡	候補者氏名 石渡ゆきこ	候補者氏名 石渡ゆきこ	投票票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

別記2 (石渡ゆきこの有効票から抽出した投票)

14	13	12	11	10	9	8	番号
候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	投票票
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
有効	有効	有効	有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

				17	16	15	番号
				候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	候補者氏名 石渡中幸	投票票
				有効	有効	有効	区選挙会 決定
				有効	有効	有効	当委員会 決定

別記3 (くまだちづ子の有効票から抽出した投票)

					2	1	番号
					候補者氏名 大熊ちづ子	候補者氏名 くまだちづ子	投票票
					有効	有効	区選挙会 決定
					有効	有効	当委員会 決定

別記4 (三田あきらの有効票から抽出した投票)

			4	3	2	1	番号
			候補者氏名 三田あきら	候補者氏名 三田あきら	候補者氏名 三田あきら	候補者氏名 三田あきら	投票票
			有効	有効	有効	有効	区選挙会 決定
			有効	有効	有効	有効	当委員会 決定

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

